令和元年会社法改正の概要

中京大学法務総合教育研究機構 教授

池野千白

はじめに

令和元年12月遅くに、改正会社法が成立した。会社法が、平成26年改正に続いて、さらなる変化を求めて、時代に対応すること目指してなされたものであろう。

その端緒は、平成26年会社改正時における国会の付帯決議にある。そこでは、政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」として、令和元年会社法改正が求められているのであった。

これを踏まえて、平成29年2月29日に、法制審議会議第178回において、法務大臣から諮問がなされた。すなわち、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続きの合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」」とである。

これにより、会社法制(企業統治等関係)部会が設置され、10回の部会審議を経て、平成30年2月14日に、法務省参事官室から、中間試案が公表され、パブリック・コメントに付された。

そして、平成31年1月16日、第19回において、要綱案が確定し、法制審議会において、正式に承認された。

その後、衆議院では一部修正が加えられ、参議院で令和元年12月4日に可決された。改正理由は、「会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。」である。改正大項目としては、①株主総会に関する規律等の見直し、②取締役等に関する規律の見直し、及び③社債の管理等に関する規律の見直し、である。

すでに、法務省参事官室から、詳細な解説が公表されており、また、解説書も、数冊出版されている。

本稿は、近づく施行期日に合わせて、その概略を、端的に示し、実務に役立てようというもので

ある。

1 株主総会資料の電子提供制度

(1) 改正の意義

株主総会資料の電子提供制度は、すでに現行法で規定されてお \hat{b} 0、それ自体は、特別な改正ではない。しかし、現行制度は、個々の株主の個別承諾を前提とするものであり、ほとんどの会社で、個別の承諾は行われていないが、書面投票用紙と同時に、ウエップサイトでの議決権行使が一部行われているという程度の状況である。

そこで、現行法の原則と例外をひっくり返し、電子提供を原則とし、書面提供を例外とする改正である。改正法によれば、「参考書類等(株主総会参考書類・議決権行使書面・計算書類・事業報告・連結計算書類)の内容である情報について、電子提供措置」をとる旨を定款で定めことができる(改正法325条の2)。」として、定款の相対的記載事項としている。すなわち、現行法における書面原則の規定はそのまま残し、定款の相対的記載事項として、電子提供原則を採用できるようにしたのである。ただし、上場会社については、この定款変更が強制される(改正社債株式振替法159条の2第1項)。

このことにより、現行法に比し、招集手続に関するコストが削減でき、また、早期に株主に情報を開示することができることが期待されている。

(2) 書面交付請求制度

デジテル・ディバイドの問題を解決するため、書面交付請求権を株主に付与している(改正法325条の5)。このことにより、株主は、電子提供制度の下でも、書面提供をうけることができる。しかし、このことにより、書面提供請求の累積により、会社側への負担増が懸念されており、そのため、1年間での終了催告制度を採用した(改正法325条の5第4項)。

(3) その他

その他の制度として、電子提供が中断した場合の措置(改正法325条の6)や登記制度が規定されている(改正法911条 3 項12号の 2)。なお、種類株主総会にも準用されている(325条の $^{(21)}$)。

2 株主提案権に対する規制

この項目は、株主総会関係に関する改正点はいくつかあるが、ある意味で、最も重要な改正点である言える。

株主提案権の濫用的行使については、実際にも問題となっており、今回の改正も、その狙いは、「もともと権利濫用に該当すると考えられる場合を具体的に明文化しよう」というものであったのであるが、内容に関する制限は、衆議院において削除され、会社法305条に関する改正により、通知請求をにつき、10を上限とする個数制限だけの改正となった(改正法305条4項柱書前段)。国会提出法律案では、会社法304条に、目的による制限を置くという提案であったが、成立した改正法では、

305条に個数制限に関する規定を追加するにとどまった。

もっとも、取締役による恣意的な取扱いと評価されないためには、個数制限を超えた請求の取扱いについて、どのように取り扱うかについて(改正法305条 5 項)、各会社において、ルールを策定する必要がある。

3 社外取締役に関する改正

(1) 社外取締役の設置義務化

平成26年会社法改正では、上場会社におる社外取締設置義務化は見送られ、相当でない理由の説明義務化に止まった(現行会社法327条の $^{^{(26)}}$)。

しかし、さまざまなフソト・ローによる圧力から、現状としては、多くの上場子会社では、余分な社外取締役を置く余力はないものの、監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役設置を果たしているのが現状である。したがって、今回の改正により、義務化がされても(改正法327条の2)、その影響は少ないと言えよう。これにより、社外取締役により会社のガバナンスの監督が行われているというメッセージを資本市場の内外に発信するという外形は整ったものと言えよう。

(2) 社外取締役の活用

改正法は、社外取締役に対する業務執行の委託を認める。もちろん、業務一般の委託を認めるものではなく、特定の場合についてのみであり、かつ、取締役会のその都度の決議を要する(改正法348条の2第1項)。その例外的場合とは、「当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき」(同条項)である。

これまで、取締役と会社との利益相反については、個別的取引規制があるのみであり(現行会社 法356条1項2号・3号。369条2項)、また、取締役と株主との利益相反については、忠実義務違反 を論じうるに過ぎなかった(現行会社法355条)。そういう中で、この利益相反関係を解決するもの として、社外取締役の活用が考えられたと言えよう。

4 取締役の報酬規制

(1)監査役会設置上場会社及び監査等委員会設置会社の取締役の個人別の報酬の決定方針の作成 義務

取締役の個人別の報酬については、指名委員会等設置会社を除き(現行会社法404条3項、409条)、会社法は、これまでも規制を加えず、判例法理に委ねてきた。

今回の改正は、そこに、ようやく、少し踏み込み、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しなければならないとした(改正法361条7項柱書)。この規制を受けるのは、監査役会設置会社である公開大会社の上場会社と、監査等委員会設置会社に限定される(同条項各号)。

したがって、この条項が誕生したことにより、方針を決定していない場合の報酬は無効となり、 また、方針違反の報酬も無効となると解されている。

(2) 株式報酬・新株予約権報酬への規制

現行法では、金銭以外の報酬について、総会または定款での具体的内容を決定することを求めていたが(現行会社法361条1項3号)、改正法では、特に、株式報酬と新株予約権報酬とについては、希釈化による影響を株主が受けるおそれがあることから、個別規定を設け、株主の判断を仰ぐものとした(改正法361条1項3号~5号)。

5 補償契約と D&O 保険契約

(1)補償契約

補償契約とは、「役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」(改正法430条の2第1項1号)及び「役員等がその職務の執行に関し第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失」(同条項2号)を、会社が補償する契約をいう(同条項柱書)。

このことにより、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に関し第三者に生じた損害を賠償する責任を過度に恐れることにより、その職務の執行が萎縮することがないように、役員等に対して適切なインセンティブを付与することにあるとされる。しかし、実務界からはなくてもよいという意見もあり、もしかすると日本の企業にとっては、なくてもかまわないとい状態でしばらく推移するかもしれない。外国法のものまねの感を否めない。

手続規制としては、当然に、会社との利益相反取引となるが、利益相反取引規制を排除して(改正法430条の2第6項、7項)、独自規制として、取締役会専決事項とした(同条1項柱書)。もちろん、責任免除や責任限定契約と同様(現行会社法425条1項柱書、426条1項、427条1項)、悪意・重過失の場合や会社に対して責任を負う場合等には、補償できない(改正法430条の2第2項各号)。

(2) D&O 保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険は、現行会社法の下でも、現在、多くの会社が締結しており、実務的には上場会社を中心に定着し、特に、問題が生じているという声は聞こえていない。しかし、法理論的には、その内容によっては、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれがあるとか、会社が保険会社との間で役員等を被保険者視する契約は、利益相反のおそれもあると指摘されてきた。

そこで、利益相反的手続規制を明確にするため、補償契約規制と同様、その決定を取締役会の専 決事項とした(改正法430条の3第1項)。

6 社債管理補助者制度

現行法上、原則として、社債管理者を定めなければならない(現行会社法702条本文)。しかし、社債管理者のコストは高く、なり手を確保することが難しいとされている。そこで、例外規定を利用し(同条ただし書)、各社債を1 億円以上にし、また、ある種類の社債総額を各社債の金額で除した数が50を下回るように、社債を敢えて設計し、社債管理者を定めない場合が多いとされている。

ところが、社債管理者を定めない場合に、債務不履行や倒産事例が生じ、問題が指摘されていた。 そこで、会社が社債権者のために社債権者自身による社債管理の補助を行うことを第三者に委託 する制度として、社債管理補助者制度が新設された(改正法714条の2)。

この新制度のポイントは、社債管理者は、自身の法定権限として社債管理が行えるのに対して(現行会社法705条 1 項)、社債管理補助者は、あくまでも、社債権者自身の管理行為の補助をする者に過ぎない。したがって、当然に、その権限は、限定的である(改正法714条の 4)。例えば、社債権者集会の招集については、社債権者からの請求がなければ、原則として、招集できない(改正法717条 3 項 1 号、718条 1 項、参照717条 2 項)。なお、社債管理補助者は、社債管理者と同様、公平・誠実義務と善管注意義務を負うが(改正法714条の 7、704条)、社債管理者と異なり、損害賠償責任規定は置かれていない。また、社債管理補助者の資格については、社債管理者の資格に加えて、弁護士や弁護士法人も認められることが(改正法714条の 3)、会社法施行規則に規定されることが予定されている。

7 株式交付制度

株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社(法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。)とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう(改正会社法2条32号の2)。簡単に言えば、子会社化するために株式買取の対価として株式を交付する場合に、現行会社法199条1項の手続きを使わず、簡易にできるという制度である。その実体は、まさに、新株発行ないし自己株式の処分に過ぎないが、できあがる結果が親子関係であること、及び、新株発行であることから、組織法上の行為として位置づけたのであった(改正会社法823条1項13号)。

その趣旨は、完全親子関係の創設でも、親子関係の創設でも、規律に大きな違いを儲けるべきではなく、株式交換同様の規制に服すべきとされたのであった。

しかし、注意すべきは、株式交換は、完全親会社側でも、完全子会社側でも、手続規制があり、完全子会社の株主は強制的に株式の提供をしなければならなくなるのに、株式交付制度では、親会社側にのみ手続規制があり、子会社側には一切の手続規制はなく、かつ、子会社株主は株式の提供は強制されないのである。そういう意味で、ミニ公開買付とも言えよう。しかし、株式交換とは異なり、対価の柔軟化は認められていないので(改正法774条の3第1項)、やはり買付ではなく、その実体は現物出資である。

具体的な手続きは、株式交換と同様であるということから、事前開示(改正法816条の2)・事後開示(改正法816条の10)、株式交付計画の総会承認(改正法816条の3)、簡易手続(改正法816条の4)、反対株主の株式買取制度(改正法816条の6、816条の7)、差止請求制度(改正法816条の5)、債権者異議制度(改正法816条の8)、無効の訴え(改正法824条第1項13号)等の組織法上の行為規制のフルパックである。

8 その他

まず、責任追及の訴えに係る訴訟における和解手続が新設された。取締役の責任については、例えば、その減免等においては、監査機構の同意を必要とするなど(現行会社法425条3項、426条2項及び427条3項)、手続規制が完備しているが、責任追及訴訟における和解については、手続的不備があった。そこで、監査機構等の同意を手続要件とした(改正法849条の2)。次に、議決権行使書面の閲覧について、株主名簿と同様の閲覧拒否事由(現行会社法125条3項)を定めた。濫用的行使と疑われる事例があると指摘されていたからである(改正法311条5項)。なお、登記関係の改正として、新株予約権に関する登記事項の改正と(改正法911条3項12号)や支店登記の廃止が行われた(930条~932条削除)。

9 結びに代えて

令和元年改正会社法を概観した。詳細の内容については、個々の条文を確認する必要があることは当然であるが、全体像をまず把握することが肝要でもある。この改正により、旧商法のように、「の」付き条文が増殖しているが、せっかく商法から独立し、単行法となった会社法ではあるが、経済社会への対応は常に迫られており、その姿も、已むを得ないものなのでああろう。

ただ、体系性の問題から言えば、会社法誕生の当初から言われていたように、その体系性は相変わらず見えない。土台の体系性が不明であるのならば、また、その改正法も、体系性に疑問が続くのも致し方ない。会社法誕生後に、裁判所がその解釈により、会社法の体系性の不備を補う判断を繰り返しているのであるから、そういう方面の改正も考えて検討すべきではないのだろうか。

- (1) 平成26年改正会社法付則25条。
- (2) 平成29年法務大臣諮問104号。
- (3) 部会長は、神田秀樹教授である。また、神田教授を座長とする会社法制研究会なるものが先行して改正項目についての研究会を開催しており、平成29年3月2日付けで、商事法務研究会から公表されている(「会社法制研究会報告書」)。なお、平成30年度私法学会シンポジウムでは、電子株主総会に関する議論がなされている(商事法務2175号5頁)。
- (4) 商事法務2160号7頁。
- (5) ハブリック・コメント期間は、平成30年2月26日から4月30日であった。最近のパブリック・コメント期間は、2週間という短いものが多いが、さすがに2週間というわけにはいかなかったのであろう。
- (6) 要綱案・商事法務2189号8頁。
- (7) 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関連する改正規定案のうち、不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設が削除されている。
- (8) なお、改正法とともに、関連法律の改正のために、整備法も制定されている。また、施行期日は、令和3年4月1日または5月1日が予定されていると言われている。ただし、電子株主総会については、公布の日から3年6月以内とされ、準備期間が設けられている。さらに、会社法改正に伴い、会社法施行規則等の改正も必要となるが、このパブリック・コメントの時期は、令和2年の夏後半から秋頃を予定しているようである(神田秀樹等・「座談会 令和元年改正会社法の考え方」・商事法務2230号8頁)。
- (9) 「令和元年改正会社法の解説 [Ⅰ] ~ [▼・完]」・商事法務2222号~2229号。

- (10) 辺見紀男・武井洋一・柗田由貴・編・『令和元年会社法改正』(2020年、中央経済社)、日本弁護士連合会・『実務解説 改正会社法』(2020年、弘文堂)。また、「令和元年会社法改正の意義(1)~(8・完)」(商事法務2230号~2236号)が研究者による改正内容の検討を行い、同時に、「令和元年改正会社法の実務対応(1)~(8・完)」(商事法務2230号~)が、実務家による検討を行っている。なお、改正会社法(衆議院での修正前のもの)の新旧対照表は、商事法務2213号別冊付録(8頁以下)で収められている。
- (11) また、私的ではあるが、中京大学法曹養成センター長として、司法試験受験生にも、役立てることを願っている。なぜなら、司法試験の適用法令基準日は4月1日であり、改正会社法の施行期日が4月1日となれば、その年の試験の商法分野は、改正会社法となるからである。
- (12) 会社法299条3項、301条2項、302条2項~4項。
- (13) なお、「みなし提供制度」もあるが現実的に機能しているものではない(会社法施行規則94条)。
- (14) なお、株主提案にかかる通知請求の場合の議案の要領(改正法325条の3第1項4号)も対象となる。
- (15) 「自社のホームページ等のウエッブサイトに株主総会参考書類等の内容である情報等にかかる電子データをアップロードし、株主が情報の提供を受けることができるようにする措置をとることが予定」されている(「令和元年改正会社法の解説 [I]」・商事法務2222号6頁)。
- (16) なお、この場合でも、任意に書面も提供することは制限されない。
- (17) 電子提供の場合には、提供期間は、原則、総会の3週間前から3ヶ月後とされているから(改正 法325条の3第1項)、その結果、招集通知の発出期限は、条文上は、2週間前であるが(改正法325条の4第1項)、だれも存在に気がつかない電子提供を3週間前から行っていても意味がないので、招集通知も、総会の2週間前から3週間前に、前倒しされざるを得ない。
- (18) 「わが国においては、依然、高齢者を中心としてインターネットを利用することが困難である者」がいる、という認識を示している(前掲注15)・10頁)。
- (19) 電子提供制度を採用したのに、書面交付請求株主の方が大半であれば、制度目的は喪失する。そこで、1年間の終了催告制度があるが、それでも累積する場合には、例えば、クレジットカード会社の利用明細のように、書面の場合は、有料化するということも考えられるが、会社の実質的所有者としての株主としての権利について、株主平等原則との関係も問題となろう。
- (20) この条文は、株主の権利に関わる重要な条文であるから、独立条文にすべきであったと考えられる。
- (21) その他、実務的に問題となるのでは、定款変更と経過措置との関係が実際に運用する場合に問題となる。特に、上場会社は、みなし款変更により、強制適用となるのであるから、その問題は大きい。実際には、みなし定款変更がされた会社が株主総会で電子提供するのは、施行後から6ヶ月経過後の株主総会とされるのであるが(整備法10条3項、)、検討すべきことは多い(前掲注8)・15頁)。
- (22) 東京地判平成26年9月30日金融・商事判例1455号8頁、その控訴審として、東京高判平成27年5月19日金融・商事判例1473号26頁。結果として、原審と控訴審で結論が異なり、実務的にもその取扱いに苦慮している。
- (23) 神田発言・前掲注8)・18頁。
- (24) しかし、このように改正法による内容の制限が見送られたとしても、権利の濫用に当たると考えられる提案がなされた場合には、これまで通り、一般法理としての権利濫用の法理に基づき、拒絶できることは、これまでと異ならない。
- (25) 前掲注8)・19頁~20頁。なお、改正法では、議案の数え方についての規制も行っている(改正 法305条4項各号)。
- (26) また、東京証券取引所上場規制でも(上場規程436条の2,445条の4、436条の3)、独立役員規

CHUKYO LAWYER

制として、圧力がかかるとともに、コーポレート・ガバナンス・コード(原則 4-8)においても、 圧力がかけられた。

- (27) 「令和元年改正会社法の解説 [V]」・商事法務2226号 7 頁。
- (28) 当然、このことは、社外取締役の定義規定(現行会社法2条15号イ)に違背することとなるので、 その適用除外規定を置いている(改正法348条の2第3項)。
- (29) その他の例としては、マネジメント・バイアウトや、親子会社間取引があげられている (前掲注 27)・4 頁~5 頁)。
- (30) しかし、現在の社外取締役の立場から言えば、このような活用は、かなり負担度の高いものとなり、果たして、十分な活用となるか疑問であるととともに、社外取締役の暴走も懸念される。
- (31) 会社法上の改正に加え、会社法施行規則の改正により、公開会社については、報酬等の決定方針、業績連動報酬、株式等の報酬について、事業報告記載事項とすることが予定されている(「令和元年改正会社法の解説 [III]」・商事法務2224号10頁~11頁)。
- (32) 最判昭和31年10月5日最高裁判所裁判衆民事23号409頁、最判昭和60年3月26日金融·商事判例722号3頁。
- (33) 前掲注31) · 6頁。
- (34) 指名委員会等設置会社についても、同様の改正をしている(改正法409条3項3号~5号)。
- (35) 令和元年改正会社法の解説 [IV]・商事法務2225号 4 頁。
- (36) 前掲注 8)·25頁 神田発言。
- (37) したがって、現行会社法423条3項の任務懈怠の推定も、428条1項の無過失責任規定も働かない。
- (38) なお、これについても、事業報告での開示が予定されている。
- (39) 前掲注35)・8頁。
- (40) 補償契約規制と同様、利益相反取引規制の適用は除外されている(改正法430条の3第2項、3項)。また、開示規制も、補償契約と同様、事業報告での記載が予定されている。
- (41) 社債関係改正は、社債管理補助者制度以外のものとしては、株主総会決議の省略と同様(現行会社法319条)、社債権者集会決議の省略の新設等がある(改正法735条の2)。
- (42) 法務省参事官室・令和元年改正会社法の解説 [VI]・商事法務2227号 4 頁。
- (43) 社債管理補助者は、その権限が限定的であることから、重大な利益相反行為を行う懸念は小さいと考えられているためである(「令和元年改正会社法の解説 [WI]」商事法務2227号7頁・注6)。
- (44) 前注・6頁。
- (45) なぜなら、現行会社法199条1項の手続きに従う場合には、現物出資規制を受けることになるからである(現行会社法207条)。
- (46) 「令和元年改正会社法の解説 [Ⅶ]」・商事法務2228号5頁。
- (47) はたして、このような類型を、株式交換同様の組織法上の行為として位置づけて良いのかどうか、 疑問である。単に、現物出資規制を逃れたいためであるのに過ぎないとも考えられる。しかし、親 会社側手続きとして、株主総会特別決議による承認(改正法816条の3)や反対株主の株式買取請 求制度(改正法816条6、816条の7)が置かれたことから、親会社株主に対する希釈化への一定の 保護が図られたことは意味があると言えよう。
- (48) 上場会社は、当然に、公開買付規制を受ける(金融商品取引法27条の2以下)。
- (49) ただし、買取比率のための調整金等は認められる(改正法714条の3第1項5号)。そして、その場合には、債権者異議の対象となる。
- (50) したがって、新株発行手続である現行会社法203条~205条の規定と同一の規定が置かれている (改正法714条の4~714条の7)。また、当然に割当自由の原則も適用される。このことから、取締 役による恣意的な割当の懸念がある。しかし、差止請求事由には、著しく不公正な場合(現行会社 法210条2号参照)は含まれていない(改正法816条の5)。法令定款違反のみである。

- (51) 商業登記法の改正 (90条の2)。
- (52) なお、改正法及び整備法には、株式会社の代表者の住所を登記記載事項の証明記載事項とする点についての、改正はされていない。しかし、この点については、商業登記規則及び電気通信回線に関する登記情報の提供に関する法律施行規則を改正することにより、その対応が実施されることとなった(「令和元年改正会社法の解説[W・完]」・商事法務229号7頁)。
- (53) 特殊の新株発行・特殊の新株予約権発行における差止請求規定の類推適用(東京高決平成16年6月28日最高裁民事判例集61巻5号2306頁、東京高決平成20年5月12日金融・商事判例1298号46頁)や取締役解任における損害賠償責任規定の類推的解釈(東京地判平成28年6月29日判例時報2325号124頁、平成30年4月25日判例タイムズ1472号227頁、東京地判平成29年1月26日金融・商事判例1514号43頁等)等がある。なお、一部は、すでに平成26年改正会社法で対応している(平成17年会社法125条3項3号の削除)。